

平成27年第3回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成27年9月17日（木曜日） 午前 9時30分開議

- 第 1 議案第45号 平成27年度中頓別町一般会計補正予算
- 第 2 議案第47号 平成27年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 3 議案第48号 平成27年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第 4 議案第49号 平成27年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算
- 第 5 議案第50号 平成27年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 第 6 認定第 1号 平成26年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 2号 平成26年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定
について
- 第 8 認定第 3号 平成26年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認
定について
- 第 9 認定第 4号 平成26年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認
定について
- 第10 認定第 5号 平成26年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 第11 認定第 6号 平成26年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 第12 認定第 7号 平成26年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
- 第13 認定第 8号 平成26年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
認定について

○出席議員（8名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 佐藤奈緒君 | 2番 長谷川克弘君 |
| 3番 西浦岩雄君 | 4番 宮崎泰宗君 |
| 5番 細谷久雄君 | 6番 東海林繁幸君 |
| 7番 星川三喜男君 | 8番 村山義明君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 小林生吉君

教 育 長	田 邊 彰 宏 君
総 務 課 長	和 田 行 雄 君
総 務 課 参 事	吉 田 智 一 君
総 務 課 主 幹	野 露 みゆき 君
ま ち づ ぐ り	遠 藤 義 一 君
推 進 課 長	
ま ち づ ぐ り	藤 田 徹 君
推 進 課 主 幹	
産 業 建 設 課 長	中 原 直 樹 君
産 業 建 設 課 技 術 長	山 内 功 君
産 業 建 設 課 参 事	平 中 敏 志 君
産 業 建 設 課 主 幹	千 葉 靖 宏 君
保 健 福 祉 課 長	矢 上 裕 寛 君
保 健 福 祉 課 主 査	北 村 哲 也 君
教 育 次 長	青 木 彰 君
教 育 委 員 会 主 幹	工 藤 正 勝 君
会 計 管 理 者	藤 井 富 子 君
国 保 病 院 事 務 長	小 林 嘉 仁 君
国 保 病 院 事 務 次 長	長 尾 享 君
こ ど も 館 次 長	遠 藤 美 代 子 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	高 井 秀 一 君
議 会 事 務 局 書 記	田 辺 めぐみ 君

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議案第45号

○議長（村山義明君） 日程第1、議案第45号 平成27年度中頓別町一般会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） おはようございます。議案第45号 平成27年度中頓別町一般会計補正予算につきまして、和田総務課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） おはようございます。本日もよろしくお願いたします。それでは、まず1ページをお開きいただきたいと思います。平成27年度中頓別町一般会計補正予算。

平成27年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,648万3,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ28億8,557万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成27年9月16日提出、中頓別町長、小林生吉。

4ページをお開きいただきたいと思います。第2表、地方債の補正でございます。変更事業のみご説明を申し上げます。起債の目的、過疎対策事業債のうち、新たに看護師宿舍整備事業として3,000万円を追加するもので、過疎対策事業債の借入れ限度額を変更前1億3,550万円から変更後1億6,550万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

起債の目的、臨時財政対策債でございますが、借入れ限度額を変更前1億163万5,000円から1億1,283万9,000円とするもので、これについては普通交付税の確定に伴う変更で、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、事項別明細書、歳出からご説明をいたします。11ページをお開きいただきたいと思います。2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費では、既定額に51万1,000円を追加し、2,041万円とするもので、内訳は11節需用費で24万3,000円を計上し、芝刈り作業中に小石が飛んで破損した役場庁舎窓ガラスの修繕を行うもの

でございます。なお当該修繕費は、建物災害共済保険で補填をされるものでございます。

12節役務費では26万8,000円を計上し、本年10月1日からの機構改革に伴う机等の配置がえによる電気、電話回線移設等に20万円、社会福祉法人南宗谷福祉会から寄附を受けた共同住宅を町有財産としたことから、建物災害共済保険に1万3,000円、本年11月に完成する小学校教員住宅2棟に同じく建物災害共済保険5,000円を計上しております。また、本年8月に鍾乳洞の業務用として購入した軽トラックの自動車損害共済保険料として3万7,000円、ピンネシリ地区のおためし暮らし住宅に合併処理浄化槽5人槽を設置したことによる浄化槽法定検査料1万3,000円を計上しております。

5目企画費では、既定額に29万6,000円を追加し、5,077万7,000円とするもので、18節備品購入費として、おためし暮らし住宅に設置するテレビ、冷蔵庫、洗濯機、オーブンレンジ、掃除機を購入するための費用計上となっております。

8目防災対策費では、既定額に6万9,000円を追加し、11万1,000円とするもので、11節需用費として、防災訓練に係る事務用品及び消耗品購入予算として2万円を計上、18節備品購入費として、実際の災害時の断水等に備え、給水車から給水配付用の給水袋6リットル100枚を購入するため、4万9,000円を計上しております。給水袋6リットルにつきましては、約2日分の飲料水ということでございます。

10目情報推進費でございますが、既定額に10万5,000円を追加し、664万円とするもので、12節役務費として、役場庁舎でインターネット接続を容易にするワイファイ親機を設置し、利用可能にするための経費として10万5,000円を計上しております。

12ページであります。3項1目戸籍住民基本台帳費では、既定額に11万5,000円を追加し、1,800万1,000円とするものでございます。内訳は、マイナンバー制導入の準備として公的個人認証の署名用電子証明書の暗証番号の入力が必要となるため、タッチパネルの購入費用として18節備品購入費7万6,000円及び13節委託料として保守委託料3万9,000円を計上しております。

13ページでございますが、3款民生費、1項社会福祉費、4目障害者福祉費では、既定額に252万2,000円を追加し、9,439万1,000円とするものでございます。内訳は、13節委託料でマイナンバー制導入に係る障害者福祉システム等の整備委託料として109万2,000円を計上、23節償還金利子及び割引料では平成26年度分の障害者自立支援給付費の国庫負担金など、いずれも事業費精査による返還金で、合計143万円を計上しております。

2項児童福祉費、7目養育等医療費は、既定額に8万円を追加し、68万円とするもので、内容は23節償還金利子及び割引料として平成26年度育成医療等国庫負担金返還金を計上しております。

14ページでございますが、4款衛生費、1項保健衛生費、1目予防費では、既定額に61万4,000円を追加し、953万4,000円とするもので、マイナンバー制導入

に係る健康管理システム等の整備委託料として59万4,000円を計上、18節備品購入費として、健康管理システム用のインクジェットプリンターが修理不能のため、新たに1台の購入費2万円を計上しております。

5目病院費では、既定額に4,966万8,000円を追加し、1億6,029万9,000円とするもので、19節負担金補助及び交付金として4,966万8,000円、同額を計上しております。内容につきましては、国保病院に増設するリハビリ施設分として1,835万円、看護師宿舎整備事業の過疎対策事業債分として3,000万円、車庫設置費用分として131万8,000円を追加するものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費では、既定額に15万円を追加し、249万5,000円とするもので、内容は9節旅費で研修会等への参加のため普通旅費8万4,000円、13節委託料として、農地基本台帳管理業務委託料の不足に伴い、6万6,000円を追加しております。

2目農業振興費では、既定額に1,833万4,000円を追加し、6,816万2,000円とするもので、9節旅費で東京で開催される北海道農業担い手育成センター主催による新規就農相談会に参加するための普通旅費27万4,000円を追加計上、19節負担金補助及び交付金として、酪農研修生用の宿泊施設及び研修施設整備への助成金として建設費の半額に当たる1,787万5,000円を計上しております。新規就農希望者酪農研修受入事業補助金として18万5,000円を追加。合わせて1,806万円を追加計上しております。

3目畜産業費は、既定額に174万円を追加し、3,070万4,000円とするもので、畜産担い手育成総合整備事業負担金として、草地整備の面積が41.9ヘクタールから52.4ヘクタールへ10.5ヘクタールふえたことによる追加計上でございます。

5目農業者年金費は、既定額に8万9,000円を追加し、48万円とするもので、内容は農業者年金事務委託金が増額となったことから、事務執行に必要な9節旅費2万8,000円及び11節需用費6万1,000円を追加するものであります。

16ページでございます。2項林業費、1目林業振興費では、既定額に4万1,000円を追加し、1,922万6,000円とするもので、内容は24節投資及び出資金で、歳入として受けた中頓別・浜頓別町森林組合出資配当金をそのまま出資金とするものでございます。

17ページであります。7款1項商工費、2目観光費では、既定額に163万6,000円を追加し、4,736万円とするもので、内容は15節工事請負費で、ピンネシリ温泉及び道の駅出入りに係る国道上り右折レーンの設置工事が実施されておまして、国道の拡幅に伴う温泉入り口の一部を改修するための工事費として63万8,000円を計上しております。18節備品購入費では、温泉の室内電話機更新のため92万9,000円、オートキャンプ場コテージの乾燥機1台を更新するため6万9,000円を計上しております。

18ページ、8款土木費、5項住宅費、2目住宅建設費では、既定額に3,600万円を追加し、4,101万9,000円とするもので、内容は15節工事請負費として、産業建設課配付資料のとおり、旧長寿園職員の共同住宅1棟4戸を8月に寄附を受け、定住促進住宅として全面的に改修をするものであります。

19ページ、9款1項消防費でございますが、既定額に879万2,000円を追加し、1億5,813万3,000円とするもので、内容は19節負担金補助及び交付金で消防組織発足100周年記念事業として、消防団安全装備品整備事業として団員の活動服、防火服、それぞれ55着を購入するための追加計上であります。55着につきましては、現在の定員は60名でございますが、実際の定員に合わせての購入ということになります。整備品の詳細につきましては、予算書末尾に明細書及び消防支署作成の別紙の配付資料をご参照願えればと思います。購入の理由でございますけれども、来年度当町において消防組織が発足して満100年を迎えることから、その記念事業であるとともに、平成25年12月に消防団員を中核とする地域防災力の充実強化に関する法律が制定されまして、これを背景に消防団員装備基準と消防団員制服基準が昨年2月に改正をされたところであります。現在の団員活動服は、平成11年に購入し、16年が経過をしております。また、防火衣については、平成6年に購入し、21年も経過をしたものでございまして、消防団活動上、安全管理の徹底を図るために新たな素材や型式等の基準を満たすものに更新するというところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

20ページをお開きください。12款諸支出金、1項1目特別会計繰出金では、既定額に572万1,000円を追加し、1億3,490万6,000円とするもので、28節繰出金で介護保険事業特別会計繰出金545万7,000円、後期高齢者事業特別会計繰出金26万4,000円、合わせて572万1,000円を追加計上するものであります。

6ページにお戻りください。歳出合計、既定額に1億2,648万3,000円を追加し、28億8,557万円とするものであります。

続いて、歳入についてご説明をいたします。7ページでございます。10款1項地方交付税、1目普通交付税は、既定額に35万5,000円を追加し、16億6,123万6,000円とするもので、歳出の一般財源に充当するものでございます。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、既定額に24万8,000円を追加し、5,981万6,000円とするもので、5節低所得者保険料軽減負担金として、歳出の特別会計繰出金の介護保険特会分に充当するものでございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、既定額に112万4,000円を追加し、2,368万2,000円とするもので、歳出の3款民生費、1項社会福祉費、4目障害者福祉費のマイナンバー制導入に係る障害者福祉システム等の整備委託料及び4款衛生費、1項保健衛生費、1目予防費の健康管理システム等の整備委託料に充当する補助金となっております。

4目土木費国庫補助金は、既定額に1,800万円を追加し、7,588万5,000

円とするもので、内容は1節公営住宅建設事業等補助金で、歳出でご説明のとおり、社会資本整備総合交付金を受けて、旧長寿園職員住宅1棟4戸を定住促進住宅として改修する工事に充てられるものであります。

8ページであります。14款道支出金、1項道負担金、2目民生費道負担金は、既定額に12万4,000円を追加し、4,671万1,000円とするもので、9節介護保険料軽減負担金として歳出の特別会計繰出金、介護保険特会分に充当するものであります。

2項道補助金、3目農林業補助金は、51万6,000円を追加し、5,863万8,000円とするもので、1節農業委員会補助金21万6,000円は歳出の農業委員会費に充当しております。13節草地生産力向上支援特別対策事業補助金30万円は、畜産担い手育成総合事業負担金に充当するものであります。

15款財産収入、1項1目財産運用収入では、既定額に4万1,000円を追加し、4万2,000円とするもので、歳出の中頓別・浜頓別町森林組合出資金に充てるものであります。

18款繰越金、1項1目繰越金では、既定額に5,953万1,000円を追加し、6,389万2,000円とするもので、1節前年度繰越金で各歳出の一般財源とするものであります。

19款諸収入、6項1目雑入では、既定額に177万1,000円を追加し、2,057万6,000円とするもので、1節雑入として、農業者年金事務委託金8万8,000円、畜産担い手育成総合整備事業補助金144万円、建物災害共済保険24万3,000円を歳出の各予算に充当するものであります。

2目過年度収入につきまして356万9,000円を計上し、1節国庫支出金、障害者自立支援給付費国庫負担金の追加交付として231万1,000円、2節道支出金、障害者自立支援給付費道費負担金追加交付として125万8,000円を前年度収入分として計上しております。

20款1項町債、1目過疎対策事業債、3目臨時財政対策債につきましては、第2表、地方債の補正で説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。

5ページに戻りまして、歳入合計、既定額に1億2,648万3,000円を追加し、28億8,557万円とし、歳入歳出のバランスをとっておりますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

星川さん。

○7番（星川三喜男君） それでは、数がありますので、順番にいきたいと思います。

まず先に、今説明がありましたけれども、7ページの国庫支出金のこと、これはきのうの一般質問等でも出されておりました旧長寿園の建物に対してのことだと思っておりますけれども、社会資本整備総合交付金を受けておりますけれども、これを充てて増改築するという計画なのでありますが、この社会資本整備計画書が多分あると思うのです。国に提出

してお金を願いますので、多分計画書があると思いますので、その計画書の提出をお願いしたいと思います。それと、それに対して、この建物の耐用年数は何年なのか聞きたいと思います。それとあわせて、その建物の所有権の移転を町にしたのか、登記も済ませてあれば、その登記の写しもできれば提出してもらいたいと思います。

それと、消防費のことなのです。消防活動服等を新しくしてもらうのは一団員としてはまことにありがたいことですが、団員の定員数が60名なのです。総務課長も言いましたけれども、そうであればなぜ60着でなくて55着なのか、団員は今確かに五十二、三名だと思えますけれども、定員数が60であれば、60着を買うのが当たり前でないのかなと。55着であれば、定員数を55に管理者として直すべきでないのかなと思います。

それと、もう一点、きのうの私の一般質問の中でも、課の設置にあわせて備品等を購入されます。その20万円でございますけれども、町長の答弁の中に、まだ計画もないと、計画もないのになぜ20万円をこの補正でつけているのかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） まず、1点目の旧長寿園住宅の社会資本整備総合交付金に係る計画書の提出ということでございますけれども、補助事業についてはいろんな補助事業がございまして、それで手続についてもその補助事業ごとに手続が違ってきます。この社会資本整備総合交付金の手続については、8月に年度途中の追加要望というのがございまして、そこで要望書を上げて8月に交付申請をして、配分されたということで、そういった一連の申請書類等はございますけれども、いわゆる計画書というものはございません。ですので、提示をなささいということであれば、そういった申請書等について提示することは可能であります。

それと、建物の耐用年数でありますけれども、木造の住宅であれば固定資産税の減価償却資産でいくと22年、公営住宅の木造の住宅であれば30年、そういったことからいえば、旧長寿園住宅については昭和56年の7月に完成ですから、耐用年数は過ぎています。そこで、予算説明資料にもつけておりますけれども、例えば耐震改修をするとか、あとは全面的に改修というふうに書いてありますけれども、中も外も全面的に改修をする。それで、基礎と軸組み、骨組み以外はほとんど新しくなるというような改修をするものですから、減価償却資産の耐用年数とか公営住宅の耐用年数はありつつも、そういう意味での耐用年数といいますか、今後使える年数というのは大幅にふえるだろうというふうに思っておりますし、例えば公営住宅等についても耐用年数ぐらいを経過した住宅でも全面的な改修をして長期間使っていくのだというようなことも行っておりますから、そういったことも参考にしながら、今回こういう全面的な改修で長く使っていこうというふうに進めてきたところでございます。

それと、所有権移転登記の関係でございまして、7月に寄附の申し出がございまして、8月に寄附の受諾をいたしまして、8月の13日付で所有権移転登記が完了しておりますので、これについては後ほど写しを提示させていただきます。

それと、課の設置の関係でございます。財産管理費のほうで20万円、機構改革に伴う課の配置がえによる電話だとか電気の設備の移設の予算を計上させていただいております。きのう町長のほうから、まだきちっと配置がえが決まっていないということでの答弁がございましたけれども、これは町側の都合ですけれども、予算を財政当局に上げるのが一月前なものですから、平成21年に教育委員会が役場庁舎に来たり、またその翌年に総務と教育委員会が入れかわるだとか、そういった配置がえを行っております。そのときにかかった電話や電気の移設費が消費税8%分を勘案するとほぼ20万円近くになるということで、それを参考にして、概算でありますけれども、20万円という予算を計上させていただきました。10月の初旬に配置がえを行うという町長の意向でございますから、当然近日中にきちっと配置がえを決めて、各課に周知をいたしていくつもりでございますけれども、できるだけ大幅な配置がえではなくて、設備関係の移設費についても余りお金がかからないような方向で今考えているということでございます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） 消防服の関係でございますけれども、支署のほうからは、先ほど星川議員も申されたとおり、定員は60でございますけれども、実績としてここ何年かは54名から55名を上回ることはないというふうに聞いております。1着当たりの単価が非常に高額であるということもございまして、そこに合わせていただいたということもございまして、あとは分団等の再編等の話もあるやに聞いておりますので、定数を変えるかどうかということについては管理者のほうからお答えをいただければと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 消防の定数と今回予算計上したものについてでありますけれども、私のほうも定数分の用意が必要かどうかということについて支署長とも何回か話をさせていただいております。決して定数減ありきで考えているということではなくて、その可能性も全くないわけではないので、将来余剰になるものを買っておくよりは、もし現員55よりも多い団員数になった場合については速やかにその時点で補正して購入するというを確認した上で、今回は55着という形で計上したということでご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） きのう私は一般質問でもお伺いしたのですけれども、今星川さんも定住促進住宅について計画書とか登記の関係を質問されておりました。登記の関係でちょっとお伺いしたいのですけれども、寄附を町に受けた13日に登記が完了しているということなのですけれども、この時点でまだ4軒あるわけなのですけれども、1軒は住人の方がいらしたと思うのです。寄附を受けた時点では住民の方はどうだったのですか、私はまだ住んでいらっしゃったように思うのですけれども、いかがですか。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） おっしゃるとおりです。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） どれぐらいいたのですか。だったら、町の住宅になっているのだから、家賃を日割りでもらったりしなければいけないでしょう。人を何か物みたいに扱っていませんか、この事業は全体的に手続が強引です。ずさんです。住民を何だと思っているのかなと思うのですけれども、その点もう一回お答えいただけますか。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 確かに1名が入居されていて、その方が退去するという確認がとれてから寄附の受納を8月11日ですか、行って、それから所有権移転登記をしたということでございます。それで、1つは補助事業の関係もございまして、空き家再生等推進事業にのっけるために町のものにしておくということもございましたから、退去する日数、期間が若干それ以降になったという事実はございますけれども、そういった手続をとらせていただいたということでございます。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） だから、やっていることが全部遅いのです。遅いというか、早過ぎるというのか。きのう町長にもお伺いをして、これについて寄附の関係についても寄附採納審議会の存在、または開催ということについては思い至らなかったというふうに一般質問で誠実に町長からお答えいただいたことについては、誰もが高く評価をされるころだと思います。でも、今の件に関してもミスはミスです。大きなミスだと思います。あと、定住促進住宅、名前がちょっとわからないですけども、なるものの設置条例というのも後から提案されるということでしたけれども、どんなことでもそうだと思いますけれども、以後気をつけますとか、後からやりますと言っても、これを認めるということは悪い前例として永久に残るわけです。ですから、これは行政と議会の秩序の問題であって、私はぜひ一般会計補正予算を一度撤回していただいて、住宅の設置条例とともに再提案をしていただけないかなと思うのです。そのときは、計画書がないというのも私はおかしいと思うのです。その点いかがですか。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 最後からいきますけれども、計画書がないというのはおかしいというふうなことでございますけれども、先ほど星川さんの質問に対する答弁で言いましたけれども、補助事業上計画書が必要なものと別の形で申請なり要望する補助事業がございまして、計画書というものは存在しないということでありまして、要望書や交付申請書はございますという答弁をさせていただきました。それについて提示は可能ですということも答弁いたしましたので、計画書がなければおかしいというような性質のものではない。

（何事か呼ぶ者あり）

○産業建設課長（中原直樹君） もう一つは、設置及び管理に関する条例の関係でございますけれども、今回補正予算を議決していただければ、大体10月の中旬ぐらいに入札を

して、工事着手になって、年内に完了できるかなというふうに考えているところでございまして、設置及び管理に関する条例については12月の定例会でご提案させていただこうという考え方でおります。設置及び管理に関する条例をつくらなければ、当然入居者の方を入居させることもできなければ、家賃を徴収することもできませんので、募集をする前に12月の定例会に提案をさせていただきますので、今の段階で具体的にこういう内容だということは申し上げられませんけれども、そういったスケジュールで考えておりますので、ぜひともご理解いただければというふうに思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） この住宅の関係につきましては、私のほうで何よりもまず今大変不足している住宅を何とか今年度中に一定数確保したいという思いから、いろいろ考えた中で経費等の合理性も考えて、当該の物件である4戸の集合住宅を取得して、大規模なリフォームをして提供するということがいいというふうな判断をしたものであることは、きのうもお話をさせていただいたところです。これに伴って補助申請と、それに先立ち、どうしても補助申請する前に所有権を町のものに移していないと申請できないと、その補助申請するためのタイムスケジュールというのもあったりとかというようなところでかなりぎりぎりのところでやらざるを得なかったというところで、結果としては宮崎議員がおっしゃるようにまだ入居中にもかかわらず所有権移転をするような形にもなり、かつこの住宅のどういう形でどういう家賃設定をしたりとか、そういったような詳細に至る設定とかも十分に詰めることもできずに、まず何とか一定期間の中で住宅を建てられるということを優先したゆえに、寄附の採納も含めて所要、とるべき手続について至らない点が多々あったということについては本当に率直におわびを申し上げたいというふうに思います。先ほど撤回というお話もありましたけれども、そこについてはぜひご理解を賜りまして、何とか本予算をぜひ議決をしていただきたいというふうに思いますけれども、ただこの住宅の利用に関する考え方、そういったものについては速やかに整理をした上でまたお諮りをしていきたいというふうに思いますので、そういったことでぜひご理解を賜りますようお願いを申し上げたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 年ばかりとっている議員なのだけれども、今のお話を聞いていましたら、やっぱり行政側に手落ちがあるというのをきちっと認めた上で事を処理しないといけないと思うのです。少なくとも新しい事業、それから数千万円の財源を要する事業をやるときに、計画書がないでは済まないでしょう。計画書というのは、行政評価、分析も含めて、何のためにこの事業をやるのだと、こういう必要性があってやるのだと、予算はこうだと、例えば今人が住んでいるとしたら、その人はいつまでに退去することに同意しているとか、財源内訳はどうだという一定の事業計画書は必要ではないのですか、行政評価をする上においても必要でしょう。補助金や交付金の制度上の書類を整えればいいのかという問題とは根本的に違うのです。議会に示すにしても、一つの事業として提案する、提

出するという、その作業が欠けていると思う。だから、今後町がこういった事業に取り組むこともたくさんあると思うから、その辺は、1枚になるのか2枚になるのかはわからないけれども、事業計画書をきちっとつくって、こういうことをやりたいですという提案をして、それに基づく予算審議に向かっていくような議会にしていきたいと思うのだけれども、町長、いかがですか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） おっしゃるとおりだというふうに、改めて反省をさせていただきたいというふうに思います。内部の経路として、私との協議と、それから総合計画の変更とかというようなことについては経ているわけでありすけれども、とりわけ本事業に関する協議として議会にお示しすべき事業概要、そういったものをしっかり整理をするということについては今後徹底をしていきたいというふうに思いますので、おわびを申し上げます。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） 引き続き宮崎議員の話なのですがすけれども、寄附採納審議会を開催しなかった。これは、本当に最大の落ち度だと思います。これは、町長よりも総務課長、産業建設課長、こういう審議会があったのかなかったのかわからなかったのか、再度聞きます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） 寄附採納審議会そのものがあることは、承知をしておりました。ただ、今回については、私的にはその事実を知ったのは、先ほど産業建設課長からも話がありましたけれども、補正予算の案の段階と、各課から来る案の段階、それから実際に寄附採納の手続、寄附台帳への登載、それがあったのは9月の初め、2日ぐらいだったと思いますけれども、そのあたりだったということで、大変申しわけありませんけれども、承知はそれまでできなかったということでご理解願えればと思います。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 設置要綱があるということは、承知しておりました。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） きのうも申し上げましたとおり、寄附採納審議会についてでありますけれども、平成14年ぐらいでしたか、設置されて、その後私自身も、もう随分前になるのですがすけれども、1件だけ開催をしたことがありまして、そういうことからいうと、きのう私自身失念していたという話をしましたがすけれども、全くかかわったことがないというようなことではなかったのですがすけれども、それ以来恐らく開催されていなかったというようなことで、すぐ必要だというふうに思いつくような頻度で開催されていなかったというところがあったということでもあります。だから許されるということではもちろんありませんけれども、そういう事情の中で気づかないままきたということについて、何よりもそれは私の責任であるというふうに捉えていただきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 佐藤さん。

○1番（佐藤奈緒君） 12ページの社会保障・税番号システム整備事業委託料なのですが、これはマイナンバー制度導入に係るお金だと先ほど説明があったのですけれども、そもそもマイナンバー制度を導入した理由というのを教えていただきたいのですけれども。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） ただいま導入理由ということでございますが、これはこういう地方議会での話になるかどうかということだと思います。国会の法律で決まったと言ってしまうまでなのですから、全国民に12桁の番号をつけて、恐らくは税の把握をまず正確にしたいというようなところから発想が始まって、同じような話は過去にもございましたけれども、それが今回本格化して導入される運びになったというふうに理解をしております。

○議長（村山義明君） 佐藤さん。

○1番（佐藤奈緒君） 国で定められたことだというのはわかっているのですけれども、マイナンバー制度を町の予算がつかないという理由で導入していない市町村もあるのです。なので、マイナンバー制度を導入するに当たって、町でもいろいろ購入したりとか、導入しなければお金がかからないのに、導入したことによっていろいろお金がかかってきているので、以前住基カードというのがあったと思うのですけれども、住基カードの申請者というのが現時点で非常に少ないというのを聞いているのですけれども、住基カードをするのにもすごくいろいろお金がかかったようなのですけれども、マイナンバー制度にもいろいろお金がかかるということで、マイナンバー制度を導入する意味というのが、お金をかけてまで導入する意味というのがちょっとわからないなと思って質問させていただいたのですけれども、そのあたりはどうなのでしょう。

○議長（村山義明君） 吉田総務課参事。

○総務課参事（吉田智一君） 導入される意味と申しますか、先ほども総務課長が説明しましたとおり、法律で決まっている以上、地方としてはやらないということにならないものですから……

（「やっていないところは」と呼ぶ者あり）

○総務課参事（吉田智一君） いや、ナンバー制についてはやらない町村はないはずですが、前の個人認証の時点ではやらない町村がたしか1町村あったはずですが、現時点ではその町村もやる方向になっていますので、マイナンバーにつきましてはやらない町村はないということで私どもは押さえています。よろしいでしょうか。

○議長（村山義明君） 導入する意味とはかなんとか、それを知りたいの、違うの。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） では、どうぞ。

佐藤さん。

○1 番（佐藤奈緒君） あと、マイナンバー制度のことで中小企業の方に個人情報のシステムとか、そういうのにお金がかかるというふうに認識しているのですけれども、中小企業の方のシステム上のお金とかそういうのは町で負担とかはあるのでしょうか。

○議長（村山義明君） 吉田総務課参事。

○総務課参事（吉田智一君） 中小企業のお話ですが、町としての負担はございません。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「ちょっと休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 休憩します。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時30分

○議長（村山義明君） それでは、休憩前に戻り会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑はないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

星川さん。

○7 番（星川三喜男君） 今まで皆さんからいろいろな質問を出されて、町側も苦しい答弁等がなされておりました。寄附採納審議会も開催されないで、これは本当に役場の重大なミスだと、それは町長も認めておるところなのですけれども、前回も前町長のとき、前町長も不備な点を認めながら、それを議員があえて認めたケースもあります。そういうこともありながら、今回出されたのをまた誤認をわかりながら通すということは、私は議員として決してやってはならないことだと思いますので、先ほど来宮崎議員が言ったとおり、私もこの件について再提案してもらって審議すべきことだと思いますので、私は今回のこの補正予算については見送りたいという考えでございます。反対です。

○議長（村山義明君） 反対の意見が出ましたので、それでは原案に賛成の方の発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） それでは次に、原案に反対の方の意見を求めます。

宮崎さん。

○4 番（宮崎泰宗君） 反対の討論しか出ていないので、あえて言うこともないかもしれませんが、私も。

結局撤回をしていただけないということでありましたので、時間がないという町長と課長のお考えというのは本当に十分にわかるのです。ただ、何日かの話だったりするわけです。だから、急がば回れだと思うのです。後から設置条例を提案したとしても、否決され

たらどのみちその住宅は宙に浮くわけでしょう。もうかるのは住民が利用できないものをつくった建設会社だけという状態になってしまってもいいのかということです。だから、予算計上そのものがあってはならないことだと思う。この件に関しては、根拠のない予算ということになります。行政と議会が法律であったり手順、必要な物事を知らないということは、これは住民に対する最大の罪です。だから、事業としては本当にいい事業だと思うし、残念であるのですけれども、私には到底賛成できるものではありませんし、あと機構改革のことについても私は反対をしましたので、その予算も含めて反対をしますので、修正案というよりは、反対ということで意思を示したいと思います。

○議長（村山義明君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、次に反対の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） それでは、意見がないようですので、討論を終結し、これより議案第45号について採決をいたします。

採決は起立採決とします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村山義明君） 賛成少数です。

よって、議案第45号 平成27年度中頓別町一般会計補正予算は否決されました。

◎議案第47号

○議長（村山義明君） 日程第2、議案第47号 平成27年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） 議案第47号 平成27年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算について、矢上保健福祉課長から内容の説明をさせていただきます。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前11時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎日程の変更

○議長（村山義明君） ここで日程変更の件をお諮りします。

日程第6から13までを順次日程第6を2に、7を3にするということで、2、3、4、5、6、7、8、9と日程を変更したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

◎認定第1号～認定第8号

○議長（村山義明君） それでは、日程第2、認定第1号 平成26年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第3、認定第2号 平成26年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第4、認定第3号 平成26年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第5、認定第4号 平成26年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定の件、日程第6、認定第5号 平成26年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第7、認定第6号 平成26年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第8、認定第7号 平成26年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第9、認定第8号 平成26年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件を一括議題とします。

本件について簡略に提案理由の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） 認定第1号から認定第8号の提案に当たりまして、私から全会計の総括的な内容についてご説明を申し上げます。

平成26年度の8会計の決算状況は、予算総額49億4,187万7,000円に対し、収入済額が48億8,080万6,945円、支出済額が47億9,040万4,067円となり、翌年度に繰り越しする額99万1,000円を除き、8,941万1,878円が翌年度に繰り越しして利用できる額となりました。一方、予算との比較では、歳入が増加した会計は国保会計と病院会計の2会計で、その他の6会計では予算と比較いたしませんと収入が減少いたしました。全体で6,107万円の減収になりまして、歳出では8会計の全てで予算を下回り、1億5,147万2,933円の不用額が発生したところでございます。

以上、簡単ではありますが、総括説明とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

◎特別委員会設置の議決

○議長（村山義明君） お諮りします。

ただいま議題となりました認定第1号から第8号は、全議員で構成する決算審査特別委

員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。なお、当該委員会には地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を委任、付与したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から第8号については、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、当該委員会には地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を委任、付与することに決定しました。

お諮りします。ただいま決算審査特別委員会に付託することとした認定第1号から第8号については、会議規則第46条第1項の規定により、会期中に審査を終了するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から第8号の決算認定については、会期中に審査を終了するよう期限をつけることに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時13分

○議長(村山義明君) 休憩前に戻り会議を開きます。

◎休会の議決

○議長(村山義明君) お諮りします。

本日の会議の散会から決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の散会から決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長(村山義明君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

(午前11時14分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員